別表第一の十五の項中「（昭和二十三年法律第百三号）」を削り、同表の二十九の項の次に次のように加える。

二十九の二　消防庁	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）による同法第九十五条第一項（同法第百八十三条において準用する場合を含む。）の安否情報の回答に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第一中三十九の二の項を三十九の四の項とし、三十九の項の次に次のように加える。

三十九の二　日本司法書士会連合会	司法書士法（昭和二十五年法律第百九十七号）による同法第八条第一項の司法書士の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
三十九の三　日本土地家屋調査士会連合会	土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）による同法第八条第一項の土地家屋調査士の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第一の四十の項中「、同法」の下に「第十一条第一項の異議の申出、同法第十二条第一項、」を加え、同表の四十の二の項中「よる」の下に「同法第九条第一項の上陸許可の証印、同条第四項の記録、同法第十条第八項若しくは第十一条第四項の上陸許可の証印、同法第十九条第二項の許可、同法第十九条の六の在留カードの交付、同法第十九条の七第一項、第十九条の八第一項若しくは第十九条の九第一項の届出、同法第十九条の十第二項（同法第十九条の十一第三項、第十九条の十二第二項及び第十九条の十三第四項において準用する場合を含む。）の在留カードの交付、同法第十九条の十五の在留カードの返納、同法第十九条の十五の二第六項の特定在留カードの交付、同法第十九条の十五の四第二項の特定在留カードの返納、同条第三項の在留カードの交付、同法第十九条の十六から第十九条の十八までの届出、」を加え、「更新又は」を「更新」に改め、「届出」の下に「、同法第二十条第四項第一号（同法第二十一条第四項、第二十二条の二第三項（同法第二十二条の三において準用する場合を含む。）及び第六十一条の二の五第三項において準用する場合を含む。）若しくは第二十二条第三項（同法第二十二条の二第四項（同法第二十二条の三において準用する場合を含む。）の在留カードの交付、同法第二十五条第一項の確認又は同法第五十条第七項若しくは第六十一条の二の二第二項第一号の在留カードの交付」を加え、同表の四十の三の項中「又は同法第七条第一項」を「、同法第七条」に改め、「交付」の下に「、同法第十条第一項若しくは第二項の届出、同法第十一条第二項（同法第十二条第三項、第十三条第二項及び第十四条第四項において準用する場合を含む。）の特別永住者証明書の交付、同法第十六条の特別永住者証明書の返納、同法第十六条の二第七項の特定特別永住者証明書の交付、同法第十六条の三第二項の特定特別永住者証明書の返納又は同条第三項の特別永住者証明書の交付」を加え、同表の四十一の項中「発給」を「申請、同法第四条第一項の請求、同法第五条第一項、第三項若しくは第四項若しくは第五条の二の発行」に、「又は」を「、同法第十条第三項ただし書の渡航先の訂正、」に改め、「届出」の下に「、同法第十八条第一項の失効、同法第十九条第一項の命令又は同法第十九条の三第一項の申請」を加え、同表の四十五の二の項の次に次のように加える。

四十五の三　財務省	通関業法（昭和四十二年法律第百二十二号）による同法第三十一条第一項の確認に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第一の五十七の二の項中「認定」の下に「又は同法第六条の六第一項の許可」を加え、同表中八十一の二の項を八十一の四の項とし、八十一の項の次に次のように加える。

八十一の二　農林水産省	獣医師法（昭和二十四年法律第百八十六号）による同法第三条の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの
八十一の三　農林水産省、環境省又は愛玩動物看護師法（令和元年法律第五十号）第十二条第一項に規定する指定登録機関	愛玩動物看護師法による同法第三条の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第一の八十四の項中「届出又は」を「届出、」に、「届出に」を「届出、同法第百二十二条第一項の計量士の登録又は同法第百二十五条の計量士国家試験の実施に」に改め、同表の九十一の項中「（経済産業大臣が行うものに限る。）」を削り、「実施」の下に「若しくは火薬類製造保安責任者免状の交付、同条第五項の命令又は同条第七項において準用する同法第十七条第七項の書換え若しくは同条第八項の再交付」を、「事務」の下に「（経済産業大臣が行うものに限る。）」を加え、同表の九十二の項中「実施」の下に「若しくは火薬類製造保安責任者免状若しくは火薬類取扱保安責任者免状の交付又は同条第七項において準用する同法第十七条第七項の書換え若しくは同条第八項の再交付」を加え、同項の次に次のように加える。

九十二の二　経済産業省	高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）による同法第二十九条第三項の製造保安責任者免状若しくは販売主任者免状の交付、同法第三十条の命令又は同法第三十一条第二項の製造保安責任者試験若しくは販売主任者試験の実施に関する事務（経済産業大臣が行うものに限る。）であつて総務省令で定めるもの
九十二の三　高圧ガス保安協会又は高圧ガス保安法第三十一条の二第一項に規定する指定試験機関	高圧ガス保安法による同法第三十一条第二項の製造保安責任者試験又は販売主任者試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第一の九十三の項中「（昭和二十六年法律第二百四号）」を削り、「規定する」の下に「同法第二十九条の二第一項の免状交付事務又は」を加え、同項の次に次のように加える。

九十三の二　経済産業省又はガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第百十二条第一項に規定する指定試験機関	ガス事業法による同法第二十六条第三項のガス主任技術者免状の交付又は同法第二十九条第二項のガス主任技術者試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
九十三の三　経済産業省	ガス事業法による同法第二十六条第三項第二号の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第一の九十四の項の次に次のように加える。

九十四の二　経済産業省	電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）による同法第四十四条第二項の主任技術者免状の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの
九十四の三　高圧ガス保安協会又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十八条の六第一項に規定する指定試験機関	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律による同法第三十八条の五第二項の液化石油ガス設備士試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの